

参議院社会労働委員会会議録第四号

昭和五十年三月十三日(木曜日)
午後三時一分開会

委員の異動

三月十一日
辞任
案納 勝君
補欠選任
村田 秀三君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
山崎 昇君
玉置 和郎君
丸茂 重貞君
村田 秀三君
小平 芳平君

委員
石本 茂君
神田 博君
齋藤 十朗君
徳永 正利君
片山 甚市君
浜本 万三君
目黒今朝次郎君
柏原 ヤス君
香脱タケ子君
星野 力君
柄谷 道一君

国務大臣
労働大臣 長谷川 峻君

政府委員
労働大臣官房長 青木勇之助君
労働省労働局長 道正 邦彦君
労働省労働基準局長 東村金之助君

説明員

労働省労働基準局安全衛生部長 中西 正雄君
警察庁刑事局捜査第二課長 平井 寿一君
運輸省港湾局参事官 満所 清吉君
労働省職業安定局特別雇用対策課長 平賀 俊行君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件
○作業環境測定法案(内閣提出)

○委員長(山崎昇君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月十一日、案納勝君が委員を辞任され、その補欠として村田秀三君が選任されました。

○委員長(山崎昇君) 理事が一名欠員となっておりますので、この際、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山崎昇君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に村田秀三君を指名いたします。(拍手)

○委員長(山崎昇君) 次に、作業環境測定法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○石本茂君 私は幾つかのことをお聞きしたいん

ですが、まず、この法案の適用を受けると思われるいわゆる作業所、この法案でございまして、第二条の三の指定作業場というところが一体全国にどれくらいあるのございまして、それをまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) お答えいたします。

この法案によりまして測定士または測定機関の対象となる事業所数のお尋ねでございまして、事業場は五つの種類に分かれて区分されておりますが、そういう考えでございまして、粉じんを著しく発散する屋内作業場、これが約二万五千事業場ございまして、次は放射性物質を取り扱う作業場、これが約三百事業場ございまして、それから特定化学物質等を製造し、または取り扱う屋内作業場、これが約六千五百事業場ございまして、四番目に鉛業務を行う屋内作業場、これが約五百事業場ございまして、最後に有機溶剤を製造し、または取り扱う屋内作業場、これが約二万八千事業場ございまして、こういうものを予定しておりますが、これらの作業場を有する事業場の数は、合計いたしますと約六万事業場であるということでございます。

○石本茂君 ただいま申しましたように、作業所の数は、区分はございまして、約六万カ所というところで、これは老練心かわかりませんが、これだけの作業所に見合う、要するに、これからつくられるであろう作業環境測定士を容易に、もちろん期限の期間はございすけれども求め得る可能性があるのでございすでしょうか、その辺をお伺いしてみたいと思ひます。

○政府委員(東村金之助君) ただいま申し上げました六万事業場に対する測定士はどのぐらい必要かということでございますが、その見込みの数は約一万人と考えております。

ところで、この一万人が養成できるかという御

質問でございまして、御承知のとおり、また、ただいまお話しございましたように、この法律では二年間の余裕がございまして、こういう人たちを養成するのには、現在作業環境測定事業をすでに行っている法人等がございまして、そういうところから雇われて技術者の方が約三千人ございまして、それから事業場において作業環境測定に従事している衛生管理者、その事業場ですでに衛生管理者をやっている方が約四万人ございまして、その他作業環境測定ができるという能力を持っている者もございまして、こういう人たちに對し試験、講習等を施しまして所要の測定士を養成していくことができるし、またいきたい、かように考えております。

○石本茂君 このことにつきましては一応絶対大丈夫これは育成できるというふうに確認をさせていただきましたが、そこで、現在労働安全衛生法に定めるところの環境計量士という方が配置されておるわけですが、聞くところによりますと、この方たちがこの法定の曉におきましては、そのまま身分がえがけないかということのようでございますが、これはどうなるでしょうか。

○政府委員(東村金之助君) 環境計量士と作業環境測定士との関係でございすけれども、作業環境測定は法律案にいろいろ規定してございすとおあり、いわゆる公害の測定の場合とは異なる特殊な技術を必要といたします。それは個々の事業場におきまして条件が千差万別でございすので、いろいろむずかしい特殊な技術を要するわけでございす。したがって、作業環境測定法によりその特殊な技術を有する測定士制度を設けよう、という趣旨で生まれるわけでございすので、計量士であれば直ちに環境測定士になり得るというものではございせん。ただ、両者共通する面もございすので、試験科目等についての免

除、こういう問題についてはひとつ調整を図っていきいたい、かように考えております。

○石本茂君 それでは、そのままだ資格条件としては認めることはできないと、しかし、必要と思われる教育をさらにつけ加えまして当然有資格者にすることができるといふふうに理解させていただきました。

そこで、この作業所に作業環境測定士を配備できる、いわゆるいただきました書類を見ております、自社測定のできるものにつきましては、これは当然問題なくと思うのですが、問題は中小企業などでも自社配置などということではできないと、自社測定はできないというような事業所につきましては、この中に定められておりますところのいわゆる作業環境測定機関というところに委託をいたしまして、そうして定められた測定とすることをしていかなければならないということになるわけですが、私はこの場合、この労働大臣の指定を受けて登録をされました機関の選択に当たります、業者が選択しますときに自由に選択できるのか、たとえば仙台におきまして東京のあるそういう機関に委託できるのか、それとも地域別に、仙台でしたら大体その地域にありますところに行つて委託しないといふような、これは強制ではございませんけれども、何かそういう区分別ができるのでございませうか、全くの自由選択ということではございませうか。

○政府委員(東村金之助君) 中小企業等におきまして自社測定ができない場合、これは当然考えられます。そういう場合には、測定機関をお願いするということになるわけですが、その際に、地域別に一定の枠をきめて、それ以外ではだめだといふようなことは考えておりません。どこでも自由でございします。ただ、実際問題としてはそれぞれ御選択になるのがそういう遠いところでないような形になるかもしれませんが、たてまえは自由でございします。

○石本茂君 私は大変単純な、しかもよこしま

な、愚かなことを申し述べけれども、もしこの機関と決つてこの作業所とが何らかの人間関係といひますか、あるいはいろいろなそういうところ同士の間係がございまして測定をいひかげんにさせるということ、これは許されないでしよう。当然、労働省が厳しい取り締まりをされるわけですが、さすが、しかしやまやまいたしますと、私が憂慮しますようないわゆるいかにわしという言葉を使つちやいけなかわかりませんが、働く労働者の健康を守るために測定をするのに、それが必ずしも正しい測定をしない、なぜかというくだらぬことん申し上げるかといいまして、かつて海のいわゆる原子力等により汚染を防止するために資料提供といふことで日本分析化学研究所という大変これが大がかりなものがあつたわけですが、ところが、そこが調査し、国に提出いたして

おりました調査資料が大変いかにわしものであつたといふようなことが先般報道されました、このことは非常に遺憾なところですが、こういうことが少なさな事業所の中で、しかも、小企業であればあるほど最も守らなやならない環境が、これは決して大企業等に比べて好ましい条件ではないと思ふのですが、それがいま私の言うような意味で、こういう大変なことを聞いたわけですが、こういう大変なことを聞いたわけですが、これは絶対にあり得ないといふ、何か保証と申しますか、安心できる条件といひますか、それをひとつお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(東村金之助君) 作業環境測定をやるゆえんのもの、ただいま先生御指摘のように、これは労働者、働く人たちの健康を守り生活を守るといふ基本的なデータでございします。基本的な作業でございします、これが曲げられるとえらいことになる、御指摘のとおりでございします。そこで、こういう機関がやる、それ自身が公正でなければいけないといふことが出てくるわけではございまして、そういうことをこの法案でも重々考へまして、その保証といひますか、確保のための配

慮があるわけではございまして、まず、こういう測定をする場合には、労働大臣の定める作業環境測定基準に従つて作業環境の測定を行なうべきであらぬといふ一つの基準を設けるということですが、それから測定機関には測定の結果を記録し保存するようにもきつと義務づけまして、監督官等が立ち入つてそれをチェックする、そこで問題がないかどうかを確かめるということ、それが第二でございします。

それから測定機関がもし虚偽の結果を表示したような場合には、測定と違ふ結果を出したような場合には、それが明らかになつたときには、その登録を取り消すといふ強い処分をすることになつております。それから労働大臣等は測定機関に対し、必要な事項を報告させる、それによつていろいろ問題があれば事前に発見できるような措置をしていふと、こういうことが法で定められております。したがひまして、これを軸にして、ただいま御指摘のようなことがないように重々監督に当たつていきたい、かように考えております。

○石本茂君 まあ調査の体制、届け出のこと、その後の当局の審査過程、これはいろいろこの法律の中を読んでおりますと、なるほど上手に行き届いていふと思ふのですが、先ほど来申し上げておりますように人間が欲と言へばこれはいけなかわかりませんが、やはり欲望のために、そういういま局長申されました、第一の段階でもはや誤つたことが行われておるとすれば、これはどこで一体チェックできるんだらうかといふことを——この目は目に見えないごみですとか、目に見えない空気ですとか、水ですとかといふことになるわけですから、目に見えないものがそこにある、それをやつたといふのはこれはある程度素人でも、どうもおかしいといふことを気がつきますけれども、そういう意味では非常に憂慮といひますか、心配するわけですが、するように努力をするを申しておられますけれども、せつかくこういう法律をおつくりになるのですから、絶対にそういうことは

ないんだといふような私はやはり体制はおつくり願ひたいことをこの機会にお願いしておきたいと思ふんです。

次に、もう一つお伺ひしたいのは、この法律案の第二条の七項に、登録のことではございしますが、「労働大臣又は都道府県労働基準局長の登録を受け、」と書いてございします。私、素人ではございします、よくわかりませんが、登録の仕方が二本立てになつていふことではございせんか。これは何か意味があるのではございせんか。労働大臣または基準局長と二手に分けて書いてございします。これは何か区別があるのでしょうか。

○政府委員(東村金之助君) それは通常役所でいろいろ問題を処理する場合に管轄の問題がございしますが、その当該機関が二以上の都道府県にまたがるような場合には中央、つまり労働大臣、当該県だけの場合には都道府県労働基準局長だと、こういう仕分けでございします。

○石本茂君 そうしますと、二つ以上の県にまたがる場合、たとえば流れていく水とか、それからいろいろな作業上出てくるであろう好ましくないそういう毒物ですね、それが一県内で、どう言ひますか、測定することができ、処理することができるといふことは労働基準局長でよいといふことではございせんか。そういうふうな解釈していいんではございせんか、いま申されたことを。

○政府委員(東村金之助君) ちょっと言葉が足りませんでしたが、その当該機関の事務所がその県にあるかどうかといふ意味でございまして、仕事の内容ではございせんか。

○石本茂君 そうしますと、これはその測定機関がといふ意味でしようか、それともその作業所自身が作業工程、いろいろな環境の中で県と県の境目になつていふふうな考えでいいんではございせんか。機関とおつちやいまして、この測定をする機関の事務所といふふうには、私はちよつと受けるんです、これはどつちでございませうか。

○政府委員(東村金之助君) 測定する機関がといふ意味でございします。

○石本茂君 測定する機関が二つの県にまたがるという事務所ですね、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。ちょっと腑に落ちないので。

○政府委員(東村金之助君) 測定する機関が、事務所が一つの県にある場合にはその都道府県、いろいろ各県にまたがって散在するという言葉は悪いですが、場合によっては中央の労働大臣、こういうことです。

○石本茂君 よくわかりました。要するに、親会社が神奈川県にあるとします。そうするとその支所のようなものが東京にも千葉にもあったとしますね、そういうときには中央官庁である労働大臣に登録すると、一単位の県であれば、要するに事務所が一方所であれば、その所在する県に登録するといふふうでございませう。それでいいんでございませう、確認いたしますが。

○政府委員(東村金之助君) そのとおりでございます。

○石本茂君 はい、わかりました。そこで、その理由よくわかりました。

私は以上のようなことを伺ったわけですが、この法案がでますことは、働く者としても当然健康を阻害されていくであろう条件を持つ場所のことですから大変喜ぶものでございませう、たまたま私が非常に今日の労働という仕事の働く者としてちょっと腑に落ちないことが一つ、二つございませう。これはただいま提案されておりますように、区別されました、しかも、指定される危害を直ちに身体に受けるであろう、健康阻害が起るであろうという事務所についてはよいのでございませう、たまたま職業病等現に誘発いたしております、しかも、作業所自身は毒物を扱っているわけでもございませう、特別にごみがそこについていって飛んで歩いているというわけじゃございませう、一番身近にありま

するものじゃございませう。ですけれども、そこで働く労働者の健康阻害と、その条件は違いますが、事態も違わかっていませう、こういうところの今日までの体制を見ておきますと、それは一概に労働管理が悪いんだというところで片づけられていこうというのでございませう、私はこの法律を該当せよというのではございませう、せつなく労働安全衛生法などあるわけでございますし、いま私が申し上げようようなそういう事業所等にはどのような考えを持っていらっしゃるのか。それはもう主官省なり、主官する者が労働環境を改善しなさいという御指導だけで済むのでございませうか、お伺いいたします。

○政府委員(東村金之助君) ただいま御指摘の中にあります、病院といひますか、保育所といひますか、そういうところで働いている方々の安全衛生の問題、特に衛生の問題だと思われ、衛生が、おっしゃる通りに、作業環境測定という問題が生じないまでも、いろいろ腰痛その他問題があるとされておられますし、われわれも重大な関心を持っておりまして、監督指導をやっております。で、いろいろ問題はございませう、健康管理という面から見ますと、たとえば健康診断の励行であるとか休養室を設けるといふようなところで問題を処理すると同時に、実は、このたび厚生省と共同でいろいろ研究をいたしまして、もう少し前向きな予防的対策はとれないだろうかというところを検討しておりますが、一応の結論が出ましたので、それを地方に流しておるところでございます。その内容は、作業方法の改善、つまり、なかなか重い物を持ち上げるような関係もございませう、そういう関係で作業方法を何とか改善すべきじゃないか、それから、いま申し上げました健康診断を励行すべきではないか、さらに、予防体操をやったかどうか等々の内容を盛り込んだ通達を出しまして、これに従いまして、先ほど申し上げましたいろいろの労働基準法上の問題と同時に、監督といひますか、指導といひますか、

そういうものを強化していこうと、こういう体制をとっている次第でございませう。

○石本茂君 そういう指導体制をもうすでに手をつけていたということとは私、敬意を表しますが、実際、現実の問題といたしますと、いま局長が申されました労働基準法がこういう事業所等におきましては守られない実態にあるわけですね。これは、人員の問題でございませうか、あるいは設備の問題でございませうか、いろいろなものが相重なつた一つの隘路だと思われ、ございませうが、ただ、体操をしない、あれをしないといふ、そういう企図的なことだけの指示でこれは終わるものではないと思われ、そういう、いま私が例にとりました保育所等であれば、厚生省が人員増をして、そして体制を整えろと、あるいは労働大臣のお立場からすればおっしゃるかも知れませんが、それだけで労働省の任務は済むのでしょうかというところを、大変しんどいようございませうが、私大臣にもお伺いしたいわけでございます。

○国務大臣(長谷川峻君) 石本さんの御質問にお答えする前に、去るたしか三月の四日だと思いますが、参議院の予算の委員会におりましたときに、この委員会が非常に御活躍願った須原さんの計報をあの席上で伺いしまして、地元の方にいろいろな手配はいたしましたものの、改めて、あの方がこの委員会において、非常に円満な御人格と、そしてまた細密ないろいろな御質問、そしてまた各党間における非常によきあつせんをの勞をとっていただいて、私たちの役所の政策に対して非常に御協力いただきましたことをここにしのび、あわせて私の哀悼の意を表させていただきます。

石本先生にお答えいたしますが、作業環境測定法案が御審議いただきました、スタートに当たって、ほかの機関がミスをやつたようなことをやらないようにという厳しい御批判を胸に体しなから、まあスタートのときは何でも大事でございませうから、それを胸に体しながら、御審議いただきます法案、しかも、私の方は労働者の健康を守る

ということでございますので、ぜひひとつ万全の体制と諸般の設備を整えてまいりたいと思っております。

それから、ただいま病院や保育所の話がありましたが、これは労働基準法違反が先生御承知のとおりいろいろあるわけですが、時間短縮、週休二日もやらないとか、いろいろなことが、これは、いま局長から話もありましたように、労働省と厚生省の間に話もしておりますが、私もそこを歩きながら、ただ、労働省が言うだけではだめだ、こう思ひまして、厚生大臣ともどもに一つの案といひますか、予算獲得の方策もやり、本年度の予算においては、十二分にありませんけれども、まずまずのところをいって、そういう具体的なことを示すことによって前進するのじゃなかろうか。この姿勢はいまから先もやっています、こう思っておりますことを御理解いただきたいと思います。

○石本茂君 そこで、もう一つ、これは直接のことではございませう、関連になると思われ、いま病院の話がしばしば出ますが、全部の病院とは申しませんが、やはり放射線あるいは放射線、どういいますか、私もから考えますと、いきなり人体に影響を及ぼすであろう放射線等を使って治療する病院がずいぶんふえております。もちろん、そういうところでは、その治療の場合の作業に従事する人は一応決められております。だけれどもこれはできるものでございませう。でありますけれども、実際仕事をしておりますと、その資格を持たない、その危険性を知っておらない、たとえば看護婦等がいやでもおうちでもその部屋に入っていく場合もございませう、患者の看護というところでそうした場合に直面しているわけですね。そうして一度に非常に大きな被曝といひますか、量を浴びてしまふというふうなことがもうこれはしょっちゅうあると私は考えております。で、ただいまこの法案の話題になっております指定事業所の中には、そういう、どういいますか、同位元素等を使うようなやはり目に見えない

被害を多く働く者が受けるという事務所も規定の中に入っていると思うのですが、そういうものを使って治療あるいは事業をするところに対して、特にいま私の申し上げております病院というような企業体としてはこれは生産ではございませんので、関係ないと思うのですが、そういうところに対してどのような御指導を、これは厚生省がやるものだというんじゃないかと、そういう危険物を扱いながら治療をしておりますところに対して、労働省としては、今日のような指導をしていただいているのか、あるいはまた、今度のこういう法律などができますことによつて、どのような関連指導がなされますのか、この機会に伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(東村金之助君) 病院における放射線取扱業務に従事する看護婦さん等の健康障害の問題でございますが、御承知のとおり、この電離放射線の問題はここ数年の間かなり一般の関心が持たれ出しております。ところで、われわれそれを受けまして、大抵例年のように全国一斉に監督を実施するわけでございますが、その結果を見ましても、病院等については必ずしも成績がよくございません。で、結局、どういふところに問題があるかといふと、いろいろ問題はございますけれども、なれてしまふと申しますか、問題が麻痺してしまふというふうな感じのものも実はあるわけでございます。私ももしもいたしましては、労働者を雇い入れる際に、ないしはその仕事につける際にぜひ教育をしないと、この問題は非常に危険であるから、あるいはこういう問題があるからというふうにしなさいと教育を励行するようにと言ふことを真つ先に言つてゐるわけでございませう。それからもう一つは、電離放射線障害防止規則という規則、かなり細かい規則がございまして、この規則によりまして、被曝の限度とかその他放射線障害防止に必要な事項がかなり細かく明細に決められております。そういうものをやはり基準にいたしまして、看護婦さん等がそういうものから受ける健康障害を未然に防ぐようにという

ことでやつてゐるわけでございます。ただ、病院等数も多いわけでございますし、なかなか手が回らない問題もございまして、問題が問題でございませうので、さらに適切な監督指導をやつていきたい、かように考えております。

○石本茂君 あれやこれや関連的なことを申し上げましたが、私はこの機会にお願いをしておきたいと思ひますのは、そういう危険性を伴ふ作業所だけの働く人々の健康を守るというのは、これは労働省の全部じゃないと私は思ふんです。あらゆる労働に従事する人々の健康を阻害するものがあるなら、あるいは誘因となるものがあるならそれは排除していくような指導措置、これは当然だと思ふのですが、私、大変勝手なことを言ひますのでお笑ひになるかと思ふんですが、せつかく現在すでに労働安全衛生法がございまして、全部じやございせんが、ほとんどの事業所にあまねくそれが、何といひますか、定着しております。この上さらに特段のものが配慮されることになりました。ですが、一般的に全部ひくるめまして、私は決して法律を、安全衛生法の中で全部取り締まつていただきたいか、このたびできましたというもののにのつとるようにしてくれとは申しませんが、何らかの方法で将来やはり労働省が先頭に立つていただいて、すべての労働者のやはり健康保障はするんだと、健康は守つていくんだという体制をつくつていただきたい。労働基準法だけを盾にとりまして、もうこれができましてから三十年近くございまして、いまだに守られない事業所がしばしばあるわけでございます。そういう意味で、こういうお聞きになつておられます立場からすれば、そんなばかげたことができるかとおっしゃるかも知れませんが、私はばかげたことでなく、全労働者がいつでも安心して、そして喜びの中で生きがいを持ちながら自分の求めた、あるいは与えられた作業に従事していくようにしてほしい、これが願ひでございます。それからもう一つ、ちよつとさつきお聞きしようと思つて抜けたんですが、先ほどお尋ねをして

おりました作業環境測定機関でございますが、この機関に対して政府はどういう育成をされようとしておりますのか。私は余りいい勉強しませんが、したが、全部ずつと読みますと、取り締まりでございませうと、あるいは指定の基準でございませうとか、そういうことは非常に詳しく書いてございませうが、国家事業費の中でこのたび新しくいま誕生しようとしております測定士ではなく、この測定機関に対してどういふような育成をされようとしてゐるのか。これは非常にさまじい質問かわかりませんが、私はやつぱりちよつと気になるので聞いてゐるわけでございませう。

○政府委員(東村金之助君) 先生御指摘の前段の全体的な問題でございますが、おっしゃるとおりでございます。私どもいたしまして、ただ単に労働基準法をつくつた、安全衛生法をつくつたといふことでは問題になりませんので、できるだけそれが日本じゅうの労働者に保護として機能するように及ばずながら全力を投球していきたいと思ふわけで、安全衛生法ではただ単にこれが最低だといふことではなくて、それを上回るような快適の基準とは何かという問題すら提起されておりますので、まだまだ労働基準法等御指摘のやうに問題ございまして、ぜひ先生御指摘のやうな形に持つていきたいと、かように考えております。

それから、第二番目の作業環境測定機関をどう育成するかという問題でございますが、これにつきましては現在すでに二百六十ばかりという作業環境測定を業としてゐるものがございます。で、それをさらに、四百程度までふやしたいというふうな考えておるわけでございませうが、いろいろ補助をする形は考えられております。法律案には具体的にございせんが、こういう測定機関に対する補助、これは実は五十年年度予算案に健康診断機関等に対する補助を含んでおりますが、約一億四千万でございますし、融資といたしましては五十年年度の予算に八十二億円ばかり、これは職場環境の改善、全般を改善するための融資でございませうが、こういう融資も活用していきたいと、かよ

うに考えている次第でございます。○石本茂君 大体、私のいたしました時間も終わろうとしてゐるわけでございませうが、先ほど大臣の御所見を承りましたので、私、今後の労働省の事業がますます幅広く深く進展することを信じておりますけれども、もう一度大臣が全労働者に對しまして、どのように一体今後の体制をおつくりになろうとしておられますのか、もう一度伺ひたいと思ひます。私、質問終わります。

○国務大臣(長谷川峻君) やつぱり労働行政というものは労働省がやつてゐるわけですが、やつてゐる姿勢というものを全労働者に御信用いただくことが大事だと思ひます。それはやはりほかの行政も大事でございますが、生きてゐる人間、働いてゐる諸君とともにやる仕事でございますから、やはりほかの行政よりも先に先取りをするといふことが一番大事ではなからうか。ですから安全衛生法が初めて出るときはなかなかもつてこれは大変だつたらうと思ひます。従来の惰性的な経営者からしますと、しかし法律でやつてみまして、人間の命を守ることを、働く者が安心して、やれるといふことが今日ずつとみんなに理解をされて、そこに信用があるといふふうな思ひます。そんなほかの行政に先がけてやるという姿勢の中にいまから先も懸命に努めてまいりたい、こう思つておりますことを御理解いただきます。

○目黒今朝次郎君 目黒でございますが、作業環境測定の関係について二、三お伺ひいたします。測定の事業所ですね、測定を行う事業所については、それは任意制なのか強制制なのかを一つ聞きたいと思ひます。

○政府委員(東村金之助君) ただいま御指摘がございました問題でございますが、安全衛生法におきまして一定の事業については環境を測定しなければならぬと、こういう義務がございませう。その中で、環境測定士をして測定させなければならぬといふのがございまして、その問題については強制といひますか、義務づけられてゐる、測定士によつて測定することが義務づけられてゐる、

こういうわけでございます。

○目黒今朝次郎君　そうするとその際に、労働者を雇用しないで一人親方といいますが、自分で事業をやっている者、そういう者については関係ないんですか。

○政府委員(東村金之助君)　これは安全衛生法から発してございまして、安全衛生法は労働関係が前提でございまして、そういうものは、いま御指摘のような一人親方の作業については入りません。

○目黒今朝次郎君　これは私意見ですが、やはりしかし、その仕事をやって生活をしてる一人労働者もその身体、命、健康を守る、生命を守るといふ点では、これは労働者の所管でないかもしませんが、大きな社会機構として私はそのものの人間の生活を守る、命を守る、健康を守る、こういう立場は政治の姿勢としてとらえてやる必要があると思うのです。そういう点については今回の問題は別として、別途関係方面においてそういう一人親方の点についてもひとつ検討してもらいたいということについてはいかがですか。

○政府委員(東村金之助君)　一人親方という言い方にはいろいろあると思うのです。実は家内労働等の関係につきましては別途家内労働法等がございまして、それ以外の文字どおり一人でおやりになっている方はこの法律には入らないわけですが、先生御指摘のような確かに問題といえますが、姿勢が必要だとは思いますが、この法律にはいまのところ入っておりません。

○目黒今朝次郎君　いまの必要という点で別途また厚生が何かで検討するということにしたいと思えます。

二番目に、この測定した資料については、何条でしたか、保存しておるわけですね。私は、測定した資料について当該労働者に公開の原則をとるべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(東村金之助君)　法律によりますと、そういう公開とかあるいは表示が書いてございませうが、実は衛生委員会という制度がございませう。

ので、その衛生委員会、これは労働側が推薦する方も参加して行われる委員会でございますが、この事業場の――そこでそういう問題を取り上げるようにというふうにしてまいりたい、かように考えております。

○目黒今朝次郎君　私は自分の経験から振り返ってみて、こういう行政機関がいろいろな資料をつくる、研究をする、ある値を出すという点で、たとえば職業病の認定に当たって非常に争いのものになるんですよ。自分のかかっている医者、これは職業病だ、産業の、企業に所属している病院はなかなかそうは言わない。たとえばいま課長がいまですが、きのうですか、全林野の白ろう病の問題で陳情を受けたでしよう。基準局が行っている第一次健診についてはなかなか出てこない。ところが、地方の町のお医者さんがやっていると、七十も八十も白ろう病にかかっているというネタが出てくる。そうすると、認定に当たって必ずけんかになっちゃう。ですから、そういう意味で、私はこういうまたややつこしいものをつくることに反対なんです。つくるとすれば、その資料については、当該労働者がいつでも見たければ公開の原則で、やはり労働者に与える、見せてやる。そして事業者もやっぱり公開の原則で十分に見きわめて、本当に自分の環境を知る。公開の原則がなければこれは必ず労働者いじめに使われてしまう、こういう私の経験から、どうしても公開の原則は法案にうたってほしい、こう思いますが、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君)　ただいま申し上げましたようなその当該事業場における衛生委員会というのがございまして、そこに労働側の推薦された方も入っておりますので、そういう委員会にいまお話のあったようなデータについて付議事項にする、つまり公開する。それ以外でも、このデータについて労働者の方が見たいという場合にはそれを認めるようにというふうな指導してまいりたい、かように考えております。

○目黒今朝次郎君　指導でなくて、私はやっぱり

条文にびしっと、労働者の保護という点であるならば、原則は法案に織り込むべきで、こういう見解を持っていますから、これは後はどなたの方で検討してほしい、こう思います。いいですね。それからもう一つは、これは屋内作業と屋外とを考えると、この環境測定は屋内作業に限定されるんですか、屋外も含めてなんですか。

○政府委員(東村金之助君)　それはこれから具体的に決めるわけでございますが、屋内のみに限りませう、屋外も入ります。

○目黒今朝次郎君　じゃ屋外も含めて、いままでのいろいろな事業についてひとつ検討をお願いしたい、こう思っております。この関係はこれで終わります。

これは、私の前の委員会が政府側に、この港湾労働者の問題でいろいろな問題が起きているので、特に大阪、神戸の上組の問題について調査をしてほしい、そういう要請をしておいたのですが、その後調査がどのように進んでいるのでしょうか。

○政府委員(蓮正邦彦君)　先般の委員会では先生から御指摘がございました。労働大臣からは早速に運輸大臣にこういう大きな問題が起きているということを伝えたいとしまして、労働省、運輸省、それから関係機関挙げて取り組まなきゃならない問題でございまして、私もといたしましては、重大な関心を持ってその後の推移を見守ってきているわけでございます。

具体的には、大阪あるいは神戸の問題でございまして、府、市あるいは県、それから海運局等が連携を密にいたしまして事態の解決に努めているわけでございますけれども、なかなかいろいろ問題がございまして、いまだに解決を見るに至っていないというのはいまだに遺憾に存じます。

○目黒今朝次郎君　われわれも問題がありますので、社会党の社労の委員が三月の七日、現地に行っているいろいろな事情を聞いてきたわけでありまして、するといま労政局長の答えでは、具体的にはどういふことが起きているかという点については

まだ把握していないのですか。

○政府委員(蓮正邦彦君)　事件の経過につきましては現地からの報告を受けております。ただ、問題がかなりこじれておりまして、具体的な解決に至っていないというのを申し上げたわけでございます。

○目黒今朝次郎君　これはじゃ、私たちが調べたことに對して若干実情を申し上げて見解なども賜りたい、こう思うのです。

まず第一点は、上組という会社は神戸にありまして、代表者が吉本さん、資本金が五十億、従業員が五千九十三名――約五千ですね。それから港湾総合運送の業界の第二位、こういうきわめてりっぱな会社、会社としては相当りっぱな会社だと、こういうものについて確認していいですか。

○政府委員(蓮正邦彦君)　港湾関係の事業でございまして、正確な数字等につきましては運輸省からお答え願った方がいいかと思いますが、私どもの手元にある数字とおおむね先生のいまの御指摘とは符合いたしております。

○委員長(山崎昇君)　運輸省答えることありますか。

○説明員(満所清君)　先生先ほどおっしゃいましたように、上組はいわゆる港湾運送事業社では大手でございまして、資本金が五十七億、従業員が約五千人でございまして、半期の取り扱いは約二百数十億の大きな会社でございまして、五大港におけるシェアは第二位でございまして。

○目黒今朝次郎君　まあ、大企業界においては隠然たる業績を持っておる会社であります。この会社に、これは昭和四十九年――去年です。去年の四月の二十四日、全港湾の建設支部上組東洋分會というのが結成されたことについてはおわかりでしょうか、労働省。

○政府委員(蓮正邦彦君)　承知いたしております。

○目黒今朝次郎君　結成された理由が、この労働者は法的には当然期間の定めのない雇用、すなわち常用労働者でありながら、払いについては日

雇い労働者と同じような形態がとられ、常用雇用に見合った当然の権利も無視され、しかもきわめて劣悪な労働条件にあったと、すなわち賃金は日払いで三千六百元、夏のいわゆる一時金は三千円から五千円です。十何万三千円じゃなくて、ただの三千円から五千円、年次有給休暇は適用されず、健康診断などは一切行われず、しかも尿素銅粉末ですね、あの粉末でじん肺の職業病になったと、だから労災保険を適用してくれと申し出て、それが適用を拒否され、三六協定のないままに深夜の作業が行われている、こういう劣悪な労働条件に耐えられなくて全港灣のいわゆる九十三名ですか、上組分会ができた、こういう事実については間違ひありませんか。どのような把握をいたしておりますか、労働省。

○政府委員(道正邦彦君) 先生現地にお出かけになりました。詳細調査になった資料に基づいての御発言と思いますが、いま申されましたことの事実関係につきましては、この席からそのとおりでございまして、いふに必ずしも申し上げるだけの資料を私どもとしては持っておりませんが、常用雇用でなく、したがって労働条件等について問題があったということは御指摘のとおりと理解していいのじゃないかと思ひます。

○目黒今朝次郎君 そうしますと、これらの関係は労働基準法違反であり、労働者災害補償法違反であり、安全衛生法違反と、こういう疑いがあることについては、事実関係とすれば認めることができますね。

○政府委員(東村金之助君) この問題につきましては労働基準監督署に、労働時間をめぐむ問題、つまり三六協定等が締結されていなくても残業をやらせた等々の告発が参っておりますことは存じ上げております。

○目黒今朝次郎君 とにかく業界第二位の会社でありながらこのような劣悪な条件であったということについてはおわかりになったろうと思ひます。したがって、労働組合ができて、いわゆるこれらの労働条件の改善に立ち上がった。これは去年の春間で立ち上がったわけなんです、そういうこれらの問題について全港灣が労働条件改善について立ち上がる、団体交渉を起す、これらの行為については労働法上当然の活動だと思ひますが、いかがでしようか。

○政府委員(道正邦彦君) 労働者が労働条件の改善のために労働組合を結成するということは、労働法上の当然の権利として認められております。

○目黒今朝次郎君 そういう当然の法律で保障された行動を起しておったわけでありまして、これも去年の十月の二十三日、これらの組合の方々が出てまいりましたところ、構内に集められて、会社の方から、秀和商事という下請会社に下請させるのであるから全員解雇だということを、朝出てきて団体交渉も全然やらないで通告した。これらについては解雇の乱用だと、しかも交渉のルールの違反だと、このように考えられますが、いかがでしようか。

○政府委員(道正邦彦君) 組合法第七条に不当労働行為の規定がございまして、そういう組合を結成しようという動きに對しまして解雇をもって対抗するということとございしますれば、これは組合法第七条の違反になると思ひます。

○目黒今朝次郎君 第七条の違反であるということとを確認いたします。ところが、その秀和商事ということでありまして、これは運輸省に聞くんですが、この会社は何にも載っていないで、会社の名目だけで、しかも資本金は三百万ですか、運転資金はわずかに数万、こういう、悪い言葉で言うならば、仕事そのものの必要性から出た会社ではなくて、いま言った解雇を合法化するトンネル会社のおいが多分にあると思ひますが、いかがでしようか。

○説明員(清所清吉君) 秀和商事については、会社の名前は承知しておりますが、この秀和商事なる会社はいわゆる港灣運送事業の免許を取っていない、法律上の港灣運送事業者ではございせんので、こういう点から私も調べるというところには限界があると思ひますが、登記所その他で調べましたところによりますと、資本金が三百万円で昭和四十九年十月にできております。目的は工場内の倉庫作業一般を行うということになっておりまして、代表の取締役は辻という人物のようでございます。

○目黒今朝次郎君 労働省にお伺いします。この秀和商事について調査をしているのでしょうか。

○政府委員(道正邦彦君) 秀和商事という下請会社でございますことは承知いたしております。また、先生御指摘のような秀和商事に下請させたんだということと解雇をするという行為に訴えたということも承知いたしております。

ただ、本件につきましては、御承知と思ひますけれども、地位保全の仮処分の申請が大阪地裁に出しております。で、それを認めるという決定がされていふことをあわせて御報告いたします。

○目黒今朝次郎君 現場の方々の意見を聞いてみますと、この秀和商事というのは、いわゆる機材とか、いろいろな資材とか、それを一切上組から賃借りをしておいて、単に労働者の供給だけをやってる、そういう実態だということな申し立てがあるわけなんです。そうしますと職安法四十四条に低賃するんじゃないかなという気がするんですが、その辺の調査は進んでおるでしょうか。

○説明員(平賀俊行君) 秀和商事の職安法四十四条違反関係につきましては、関係労働組合の方から県当局に申し入れがあり、現在調査を進めております。

○目黒今朝次郎君 私は、本件問題に非常に大きな役割りを秀和商事が果たしておりますから、本件問題を解決するためには、どうしてもその実態と本質と背景を早急に解決しないとこの問題は解決しない、裏を返せば、この問題の解決のかが握っていると言つても私は言い過ぎではない、こう思ひますから、いつごろまでにその調査というものの結論が出る見通しでしようか。

○説明員(平賀俊行君) できるだけ速やかにその調査の結論を出して、その事実を確認した上でしかるべく措置をとりたいと思ひます。

○目黒今朝次郎君 労働問題は生き物ですからね、先ほど労働大臣がいみじくも言つたとおり。労働行政のやっているやつが労働者に正しく理解される、それが労働行政の第一だと、こう言っておりますから、これだけ多くの社会問題が発生しておりますながら職安法違反かどうかということについて時間がかかるということについては、私はちよつと承服できないんです。ですから、一週間から一週間、三日なら三日と、やっぱり期限を切つて結論を出す、そのぐらいの積極的な労働行政があつてもいいじゃないか、私はこう思ひますが、いかがでしようか。

○説明員(平賀俊行君) 御趣旨に沿うように、できるだけ速やかに結論を出したいと思つております。

○目黒今朝次郎君 では、そのようにひとつお願いいたします。

それから、この解雇問題について非常に長い間紛争が起きておりました、この問題については十二月の十二日大阪地裁へ解雇地位保全の仮処分を申請して、十二月の十二日大阪地裁がこれは組合側の申請どおりと、そういう判決が出たことについておわかりでしようか、労働省。

○政府委員(道正邦彦君) 先ほど仮処分の申請が出たということとを御報告いたしましたのは先生御指摘の件についてでございます。

○目黒今朝次郎君 そういう仮処分の決定が出て、名目的にはこの解雇を撤回しながら、個人個人に對しては秀和商事は存続させる、勤務成績優良者は仕事を忙しうときは就労させる、勤務成績不良者の就労は認めない、こういう提案をしながら労働者に押しつけるということについては完全な不当労働行為だと、このように考えますが、いかがでしようか。

○政府委員(道正邦彦君) いやしくも裁判所が仮処分につきまして決定をした以上は、これに従うのが法治國のたまえから言つて当然かと思ひま

○目黒今朝次郎君　この上組労連というのは、私も非常にそうでないことを期待するわけでありませんが、いろんな会社と全港灣の紛争、いま言った幾つかの仮処分問題の際に必ずこの上組労連という腕章を巻いた方々が登場してくるんですが、これらの問題についてはどういう認識をお持ちでしょうか。全港灣と会社側のいろんな衝突拒絶拒否、就労妨害あるいは解雇、そういういろいろなる労働事故が、紛争の問題が出てくると必ずこの上組労連という腕章を巻いた方が二十人なり二百人なり三百人なり必ず出てくるんですが、こういう上組労連についてはなぜ法人格をとらないのか、とれないのか、その辺のことも含めて調査をしていただけたらお知らせ願いたい、こう思うんです。

○政府委員(道正邦彦君) まあ、現地におきまして腕章を巻いてその組合の方々が出てくる。これがいかに悪いかということになりますと、まあ事実関係、どうして—そういう事実は本件に限らずあり得ることでございまして、そのことでも、現地の労政当局からの報告によりまして、職員が調査に行くというようなことがありまして組合の方々が双方それぞれ出て来られるという事態はあるようでございます。

○目黒今朝次郎君 私、この前時間がなくてその点はなかなかつかめなかったんですが、なお今後調査をすると思いますが、こういう事実についてはどういふふうにお考えでしょうか。去年の十月二十六日、全港灣沿岸南支部の組合員約二百名が一刻も早く平和解決を望む立場から荷主である杉村倉庫に対していわゆる陳情行動をやっておった。その陳情行動をやっておった杉村倉庫の代表と全港灣の代表が話し合っておった中、いわゆる上組労連の方々がお入りになって、それで陳情行動を阻害された。ところがその際に陣頭指揮をしておった人が大阪支店の小村次長であるという点

が確認されているわけなんです。これは非組合員です、小村次長というのは、全港灣の代表と荷主の代表と話し合っているところに入っている、それを上組労連だ、その陣頭指揮が大阪支店の次長だ、これは労働組合運動なんですか。会社の行動なんですか。その本質は何なんですか。これが事実とすればどんなふうにお考えでしょうか。

○政府委員(道正邦彦君) 労使関係に限らず、その当事者が話し合っている、そのさなかにこれを妨害する、いわんや暴力事犯が伴うということとは許されるものでないということはそのとおりだと思います。思いますが、そのこと自体がその労使関係の問題に直にはなにかあつてくるかどうかは、ただいま御指摘の非組合員の人の指揮でやつたという御指摘ございましたが、その辺の事実

関係を明らかにした上で判断をすべきではないかというふうに思うわけでございます。

○目黒今朝次郎君 じゃあもう一つ、十月の二十三日、これもやっぱり平和的な解決を望む立場から、全港灣の関西地方本部の山本委員長、安松書記長兩名が午前十時ころ上組の最大の荷主である三井物産大阪支店に赴いて、田宮運輸部長と会見をしながらやっておったと、それで玄関に待機しておった二百名近くの上組労連の方々が約七十名囲んでこの二人にいろんな暴行を加えた。ところが、この七十何名の陣頭指揮をしておった人が、これまた上組大阪支店の安藝次長だと、こういう点が、これは田宮運輸部長の証言によって確認されておるわけなんです。田宮運輸部長によって確認されておると、こういう事態についてはいかがでしようか。先ほどの前段との関連を含めてお答え願いたいと思うんです。

○政府委員(道正邦彦君) 暴行事件が発生をして、その結果警察当局の捜査が行われているというのを聞いておりますが、これは暴力行為に伴う捜査案件として警察の判断に待つべきものと思

います。ただ最初に申し上げました事例と同じように、会社側の代表が組合側の後ろにいて、その指令と申しますか、支援のもとに押しかけているかどうか、これは事実問題として判断して、その結果に基づきまして労使関係法上問題があるかどうかということを判断したいというふうに思います。

○目黒今朝次郎君 いまの二つの例から申しますと、上組労連という問題と、いわゆる上組という企業、この関係が私はきわめて不健全な関係で癒着をしていると、そういうことが私は裏づけされておると思うんです。それで必ず全港灣の労働条件の問題のときに、その不健全な関係が玉になつていわゆる全港灣の前にあらわれると、こういうことは裏から言うならば、やはり上組労連と上組が結託をして全港灣をつぶす、そういう意図を持ってすべて仕組まれていると、そういうことは判断しても間違いないと、こう思うんですが、

認識の仕方に誤りがあるでしようか。

○政府委員(道正邦彦君) 上組労連が労組法上の組合であるかどうかということ、組合であるという前提に立った上でも、使用者側が労使関係に不当に介入をするという事実があるかどうかという二つの問題があると思います。一応私どもの方で上組労連を労働組合と認めているかどうかという点につきましては、毎年労働省で労働組合基本調査というのをやっておりますが、これは調査の対象として従来扱ってきております。

○目黒今朝次郎君 じゃあ、もうちょっと言いますとね、いろんな全港灣に対する妨害行為のために上組労連が動員されておるわけですが、神戸から大阪に移動するとか、仮にね、神戸から大阪に移動する場合には、上組労連のヘルメットをかぶって会社の手でそのまま移動している、会社の車です。そういうような実態になっていると、報告されておりますし、それからいわゆる全港灣対策で動員された方々については、朝早い場合には早出手当が会社の規定によつて支給されていると、全港灣対策に動員されているから早出手当を支払っている、あるいはまあ泊ることがある、旅館に泊つた場合にその旅館代は全部会社が支弁している、こういう実態も明らかにされているわけでありまして、こういう場合でもいかがでしようか。癒着してないと言えますか。

○政府委員(道正邦彦君) いままでの事例についてお答えしていることの繰り返しになりました。恐縮でございますけれども、事実関係を明らかにして、会社の不当介入の事実が確認されるならば、法律に従つて措置をするということになるわけでございまして。

○目黒今朝次郎君 それらの件について昭和五十年、ことしの一月十七日、大蔵大臣に対して証券取引法第二十六条に基づく検査権の発動が要請されていることについておわかりでしようか。

○政府委員(道正邦彦君) 私どもまだ入手いたしておりません。

○目黒今朝次郎君 衆議院においてわが党の山田

耻目議員の紹介で二回ほど接触が行われておりますから、十分調査をして、いま言った問題との関連で究明してほしいということを要望しておきます。山田耻目議員二回やつておりますから、事務折衝をね、大蔵省と。

○政府委員(道正邦彦君) 事案は証券取引法関係の問題だと思ひますけれども、関係の省庁に連絡をいたします。

○目黒今朝次郎君 まあ、時間がありませんから、こういうふうになかなか時間でありましたけれども、まだまだあるわけでありまして、これらの問題で現地の組合の方々はいわゆる組織暴力と関係してないかという疑いも持っているわけなんです。ですから、きょうは警察庁の方が来ています。ですから、そういうものについてどんな見解を持っていますか、わかっている範囲でありますから聞かしていただきたいと思います、こう思うんです。

○説明員(平井壽一君) 上組のこの事件につきましては現在大阪府警で捜査中でございますけれども、現在までの捜査によりますと、組織暴力団がこの件に介入いたしまして暴力犯罪を行っている、こういう実態は把握されてないということとあります。

○目黒今朝次郎君 現地の警察官もそういうふう

に言っておりますが、なおわれわれの方でも調査を進めますが、いまの答弁は答弁としておきます。せつかく立つてもらいましたから、いま言った上組の問題と、この港灣の場合、必ず機動隊が介入しているんです、機動隊が。機動隊が介入している、就労しようとする全港灣の組合員の方にいわゆる盾を持ってこうやっていると。私、これは反対じゃないかと思うんですが、職場にいまから就労しよう、仮処分で勝つて、就労妨害の仮処分に勝つた。したがって組合がいまから仕事にいかうと、仕事をしようとするという方にお巡りさんが向いて盾を持ってこうやっていると。

（写真提示）

これはどういう、——後で見てもうとわかると思うんですが、全部場所が反対なんですよ。これなどは交通警察官ですね、このまくら木を積んでいるのは、これ一般の道路ですよ。これは何ですか、昭和五十年一月二十日午前十時ころ、組合が就労しようとして行ったら、一般の構内の道路にまくら木を積んでやって、この隙の方に上組労連と会社があるんですよ。その前にお巡りさんがおるんですね。その手前に組合があるんですよ、これ、就労しようとする組合員が。これこれは仮処分で勝ったんですよ、就労妨害をやめなさいと、そうすると、仮処分で勝ったんですよ、その仮処分で執行するのなら、このお巡りさんの方々は全港灣の組合の方々を守りながら就労できるような条件づくりをするというのが警察の仕事じゃないでしょうか、私はそう思うのですが、いかがでしょうか。

○説明員（平井一君） 警備実施の詳しい状況につきましては、私も十分聞いてないわけでごさいますけれども、ただ、そうした一連の状況につきまして私は私どもでもなおよく調べていきたいと思ひます。

警察の立場といたしましては、どういう地域、職域におきましては暴力事犯というものはこれを絶対防がなければいけません、また取り締まりを適切に行わなければならない、こういう立場でそれぞれ具体的な状況に対処しておるわけでごさいます、今回の一連の警察活動もそういう立場で行われたものである、かように考えておりますので、その点、御了承願います。

○目黒今朝次郎君 やはり警察権力が労働問題に介入するといふにはいろいろな条件があると思うのですが、少なくともいまいったような逆になるような形になりますと、現象論として警察と上組と企業、三者一体となって全港灣を切り崩す、そういういわゆる三位一体の作戦が行われているのじゃないかと、そういう疑いが端的な市民の側から出てくるのですよ、こういう逆なピケの張

り方をされますとね。ですから、これらの点については私はもう一回現地とよく相談して、こういう疑いの出るようなことをしないように、むしろ介入しないような形でおたくとしてはやるべきであらうと、こう思ひますが、今後の姿勢についていかがでしょうか。

○説明員（平井一君） ただいまのお話につきましては、私どもの方でも十分承りまして、よく現地に伝えて今後の取り締まりに、あるいは警察活動についても参考にしてまいりたい、かように考えます。

○目黒今朝次郎君 とにかくまあ時間がありませんから、私が調べた関係では去年の十月からことしの一月まで仮処分十件ですよ、この上組だけで。仮処分十件。それから不当労働行為で大阪地労委に提訴したのが三件、これがほとんど組合側の、全港灣側の申し立てが勝訴になっておるのです。これだけ破れておつて、依然としてまだ現在紛争が続いているという点はちょっと異常だと思ひます。ですから、こういう仮処分であるとか地労委の命令などについて実行しようとならない会社に対しては、どういう行政指導を労働省としてはやろうとするか、これについてもう時間がありませんか、締めくくりとしてお聞きしたい、こう思ひます。

○政府委員（道正邦彦君） 最終的には大臣からお答えいただくことにいたしまして、仮処分の申請、それから不当労働行為の申し立てが相当数出ているというところは御指摘のとおりでごさいます。労働省といたしましては、公正な第三者機関の判断には労使双方ともが服してもらふというのがたてまえであることはもう当然でございます。そういう意味で、必要があれば今後とも関係機関と連携を密にいたしまして指導に務めてまいりたいと思ひますが、労働委員会関係につきましてはまだ裁定が出ておりません。そのことだけ付け加えさせていただきます。

○目黒今朝次郎君 運輸省にお伺ひしますが、もう時間がなから私の方から言いますと、去年の

十二月二十五日、近畿海運局に対して全港灣の方から要請に行つて、そしてそれに対して上組に事態収拾するようにと、こういう勧告をしたけれども無視された、こういう実態が一つあります。それから一月十九日、これも近畿海運局と大阪市港務局に面会をしながらこの事態収拾についてやつてほしい、こういう要請が行われております。同じく一月二十四日、神戸海運局の金田運航部長にお会いいたしまして、四つの点を申し入れておるわけでありまして、一つは、直ちに調査を行つて兵庫海運局としてこの事態を確認し、二つ、上組労働組合連合協議会の組合員の資格で参加したのか、各社個々の労働組合の機関決定に基づいて参加したのか、あるいは上組から要請があつて雇われたものであつたのか、各企業が独自の業務命令を出しておるのか、それなどについても調査してほしい、この二つの調査の事実によつて港灣運送事業法ですか、これの免許停止あるいは三カ月の仮処分、営業停止などの問題に該当しないかどうか、こういう問題についてひとつ調査をして適切な指導をしてほしい、こういうような締めくくりの要請を一月二十四日行われているわけでありまして、現地の連絡によりまして、依然としてこれらの問題については現在当事者に回答してない、こういうことが言われておるわけでありまして、このことについて知っておるかどうか、知っておればどういふことであつたのか、もしもわからなければ今後どうしようとするのか、それそれについてお考えを聞かしてまいりたいと思ひます。

○説明員（満所清吉君） いまおつしやいました事項につきましては、まだこちらの方に連絡が来ておりません。したがひまして、よく神戸海運局と連絡をとりまして調査いたしまして御報告申し上げたいと思ひます。

○目黒今朝次郎君 これは、港灣運送事業法によりまして、港灣運送の事業の健全な発展を図る、あるいは免許基準のところにいきますと、港灣労働法の制定の趣旨をよく考えて、きちつとしな

いということをしてたてまとしてうたつてゐるわけですね。その精神から言つて、これだけの仮処分申請がなされ、三回も四回も海運局に行つて話をされ、大阪港務局の方からも話があつて、それを統括する本庁の港務局がまだその事態を把握してないといふのは、非常に私は、行政の怠慢とまでは言いたくありませんが、ちよつと欠けているのじゃないかと、こんなふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員（満所清吉君） 上組と全港灣労働組合の紛争につきましては、逐次近畿海運局の方から毎日毎日情勢を報告させまして、それに応じまして適切な措置をするように指示しております、いま先生がおつしやいました神戸海運局の件についてはまだこちらにきておりませんが、運輸省としては、この上組と全港灣労働組合の紛争は基本的に労使問題であるという認識に立つておりまして、労使間があくまでも誠実に事項について協議し、事態を早期に解決して労使の安定、正常な状態に戻すということに努力いたすべきだと思ひますので、私どもといたしましては、問題を近畿海運局から報告させまして、それに応じていろいろ指示いたしまして、近畿海運局といたしましては地元の府の労働部あるいは大阪市の港務局と連携を密にしまして、今後とも一層その問題解決のために努力をするように指導してまいりたいと思ひます。

○目黒今朝次郎君 ちよつと矛盾してゐるんじゃないの。毎日報告もらつてゐると言つておつて、一月二十四日の四項目にわたるまとめの問題だけが連絡来ないといふのは、ちよつとちよつと怪しいじゃないですか。だから結局行政の怠慢で、そこまで手が届かなかつたといふんだつたら届かなかつたで私はそれなりにかわいといふところもありまふけれども、毎日連絡を受けておつて、一番大事な締めくくりに四項目について一月二十四日会つて、ちよつと会つてゐる人もわかつてゐるんですよ。その連絡が来ていないといふのはどういふことなんですか。

○説明員(満所清香君) おっしゃいましたように、神戸海運局からの連絡はございませんので、早速連絡いたしましたして、よく調査して御報告申し上げます。

○目黒今朝次郎君 怠慢であることだけは確認しておきます。

私は最後に運輸省に……。私は運輸委員会、片岡運輸の殺人事件、労働問題から発展した片岡運輸の殺人事件があった際に、運輸大臣に対して、交通産業の立場からいったこれらの案件についてはきわめて遺憾だ、したがって形式的なものだけではなくて、単に労使間に介入しないという形式的なものではなくて、その背景についてはもっと運輸省は内容を把握して労働省と連携をとりながら、あるいは業界と連携をとりながら、そういう不幸事故の起こらないようにと云って運輸大臣が十分に調査して善処いたしますと、こういう答弁もらっているんですよ。当時、森中理事からも特に念を押されて、特に運輸関係——トラック、タクシー、港湾、この関係については特に多い、ですから、そういうことのないようにということであつたわけでありまして、本件問題について——時間が参りましたから私やめますが、もう少し運輸省でこれが実態についてメスを入れて、労働省とタイアップして事態の真剣な解決を図ってほしい、こう思うんです。

それで私、委員長にお願いしますが、こういう点でやっぱり社労委として運輸委員会とも相談をして、第二の片岡事件が発生しないためにも、やはり港湾労働法の正しい運用という点からも、この社会労働委員会として神戸、大阪に調査団を派遣して関係者から十分に意見も聞くし、必要があれば関係者から参考人に来てもらって、問題をこじらすのではなくて問題の本質を明らかにして、われわれがどういう、国会の場において行政の段階においてお互いに労使に指導すれば円満になるのかということをやつてもいい。そのためのやはり調査団の派遣と参考人の召喚ということについて後ほど理事会で御相談してもらいたい

ということを提案いたします。終わります。

○委員長(山崎昇君) 委員長としましては、後ほど理事会を開きまして、いま目黒委員から提案のありました件につきまして決定をしていきたい、こう思っております。

なお、委員長から、いままでの経過を聞いて、これは、一番問題は、やっぱり労働大臣としてきちんとしていただければいかぬのじゃないかと云えを持ちますので、長谷川労働大臣から締めくくりとしての意見があれば述べてもらいたい。

○国務大臣(長谷川峻君) この委員会を通じていろいろ問題が、事情がわかつたわけでありまして、しかもこれは非常に大きな影響力を持つ問題でありますので、従来労働省も出先機関を通じていろいろ説明をもらつておりましたが、しかもきょうは山崎委員長と一緒に目黒さんも現地を視察されたその体験からのお話でありますので、非常に私は感銘と申しますか、事情がもつていままで以上に、書類の上で見ているよりは若干わかつたという感じを持つことを申し上げておきます。

なまぬるいというお話もあるかもしれませんが、私は先ほど申し上げたように、前回の委員会で話のあつた後すぐに運輸大臣に、この委員会という問題があるからあなたの方で少し推進してくれと、こういう申し入れまでもいたしておるわけです。でありますから、なまぬるいとおっしゃるかもしれませんが、やっぱり個々の関係各機関を、きょうのお話をきっかけにして、さらに一層推進して早期解決を図る努力をいまからも申し上げるということで、ひとつ御了承いただきました、こう思います。

【委員長退席、理事村田秀三君着席】

○浜本万三君 私は作業環境測定法案につきまして質問をいたしたいと思います。

りますと、「作業環境の測定は、有害な業務を行う作業場につきその空気環境その他の状態を正確に把握し、労働者の健康にとって適正な作業環境を確保するために行うもの」であることと、同時に今後の労働衛生対策の基礎となる重要な資料をとるためであるというふうな提案理由の説明がございました。

【理事村田秀三君退席、委員長着席】

そこで何うわけなんです、最近まあ御承知のように、産業の高度化の中で職業病が非常に多発をしておるといふふうに思います。ということからは、国際的にも、国内の労働者が働く職場の中でも職業病が非常に多くなつておるんじゃないかというふうに思います。特に今回は、粉じん、放射線関係や特定化学物質、鉛、有機溶剤並びにその取り扱いをする事業場に測定の義務が課せられたわけなんです、これらの作業場で、職場で、職業病と言われるものがどういう傾向にあるかという点についてまずお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) 職業病という呼び方の問題でございますが、およそ仕事の上で病気になる場合に、災害性の原因によって病気になる場合と非災害性の原因によって病気になる場合とがあるわけでございますが、職業病と言われているのは、主として非災害性の原因によって疾病になるというものを職業病と通常呼んでいるわけでございます。これはしばらく前は二万件前後でございましたが、近年それが三万件程度ふえてまいりました。もちろんこの中にはいわゆる災害性のものも含まれておりまして、職業性疾病だけではございませんが、ふえてまいりました。これはどういふことかといふと、経済の成長の過程におきまして新しい材料とか新しい工法が導入されますと未知の物質を扱うと、あるいはいままでやつたことのない工法によって仕事をするという事態になりますので、従来予想されなかつたような、あるいは従来考えられなかつたような新しい疾病がふえているということだと思つてございます。裏返して言いますと、なかなか発生の

メカニズムといえますか、そういう問題の解明がむずかしい問題でございます。しかしそれは言っておられません。現実の疾病になる方がおるわけでございますので、そういう方を前にして、われわれは何としまして医学的な解明を行うとともに、そういう疾病を未然に防ぐようにと努力している次第でございます。

○浜本万三君 そのためにこの測定の義務を課す法律をつくられたわけなんです、先ほどのお話によりまして、五つの種類の事業場が約六万あるというお話なんです、そこで働く労働者の数はどのくらいでございましょうか。

○政府委員(中西正雄君) 総数では六十一万五千人程度でございます。

○浜本万三君 六万事業場、六十一万の労働者が働いておるといふお話なんです、その中で、この法律に基づいてみずから測定を行う企業というものが、かつ作業環境測定機関に委託をする、そして測定を行うということになるわけなんです、その中でみずから測定が行える企業の数、並びに労働者の数というのはどのくらいでございましょうか。

○政府委員(中西正雄君) みずから測定できる事業場といふと、大体大規模事業場になるわけでございますが、大体、私どもがいままでの経験から推定される数字としましては、六万事業場のうちの七千事業場、これがみずから測定可能な事業場と考えております。

○浜本万三君 そうすると、あと約五万は作業測定機関に委託をして行つと、こういうことになるわけですね。そういういたしますと、その測定士というものと測定機関の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、この測定士の問題でございますが、これは、先ほどのお話によりまして、現在の作業環境計量士が約三千名おつて、将来はいろいろな測定士の方々の講習、教育を施した上で一万人を配置したいというお話でございました。これを二年間のうちに指導、教育をされるわけなんです、

○政府委員(中西正雄君) 測定士は、先ほどのお話によりまして、現在の作業環境計量士が約三千名おつて、将来はいろいろな測定士の方々の講習、教育を施した上で一万人を配置したいというお話でございました。これを二年間のうちに指導、教育をされるわけなんです、

○政府委員(中西正雄君) 測定士は、先ほどのお話によりまして、現在の作業環境計量士が約三千名おつて、将来はいろいろな測定士の方々の講習、教育を施した上で一万人を配置したいというお話でございました。これを二年間のうちに指導、教育をされるわけなんです、

が、現在のその三千名の環境測定士というのは、直ちにこの測定士として養成できる人というふう

に考えてよろしいですか。

○政府委員(東村金之助君) たいだいま御指摘のございましたように、約一万人が必要と数とわれわれは見込んでいますけれども、それが、それがすでに現在作業環境測定事業を行っている法人でございまして、いろいろこれでございますけれども、それが、そういう法人に雇われている技術者が三千名おるといふことを先ほど申し上げたわけでございます。それから作業環境測定にすでに従事している安全衛生管理者とございますが、その衛生管理者が約四万人おるといふことを申し上げたわけでございます。もちろんこの方々が直ちに測定士にイコールというわけではございません。試験であるとか講習等を通じて測定士を養成するという関係になりますので、この二年間にそういう作業を行って、ぜひともこの一万人が充足されるように努力してまいりたいと、こういう趣旨でございます。

○浜本万三君 測定機関の問題についてお尋ねするんですが、先ほどのお話によりますと、現在二百六十五程度測定機関になり得るものがあるというお話でございました。それを四百程度に拡大をしたいというふうなお話があったんじゃないかと思ひますが、現在予想される二百六十程度の測定機関というものは実際にどういふような機関でございましょうか。

○政府委員(東村金之助君) 先ほど申し上げました二百六十——いろいろございしますが、現在ですすでに環境測定を兼ねたような健康診断を仕事としていふような機関がございします。そういうものが中心でございまして、それを約四百程度にふやしたいと、ただそればかりを考えているわけではございませんで、実際がいろいろございしますけれども、たとえば事業協同組合とか、あるいは親企業のように、そのメンバーを有するとか、下請事業を抱えているとか、そういうところに作業環境測定機関になり得るような実態もあるところがございます。

でございますので、そういうふうによつたならばスムーズにいくのではないだろうか、かように考えておるわけでございます。さらにそれを促進するため、補助であるとか融資であるとか、そういうものもあわせて考えていきたいと、こういう趣旨でございます。

○浜本万三君 いまお話しによりますと、そうすると、われわれの地方で言うと、健康協会というふうなものがあると思うんですが、そういうものがこの種測定機関の能力というものがあつたというふうに判断できるんでございましょうか、たとえ講習をしたとしても。

○政府委員(東村金之助君) それはもちろん全部が全部あるというわけではございませんし、要は、そういう機関が測定士を使用するといひますか、雇用していなければだめでございします。それが前提になるわけでございます。そうして機器等が整備されるという条件を整えればそういうことができると、かように考えております。

○浜本万三君 それから次は、測定機関に委嘱して測定をする場合の委嘱の問題が、石本委員からもちよつと出ていましたけれども、これは地域的な拘束性はないんだという答弁がございました。そういうことになりまして、ちよつと指導上はなはだおかしいという気がするわけなんです、全くそういう考え方で測定機関の委嘱というものをやりになる考え方でございましょうか。

○政府委員(東村金之助君) 地域別に、先ほど申し上げましたように、これこれの事業場はこれこれの機関にある地域に委嘱しなければならぬというふうなことは別に考えておりませんが、実際問題として非常に遠いところまでわざわざ委嘱するということもございしませんでしようし、たてま

し上げたわけでございます。○浜本万三君 私がおかしいと申しましたのは、登録する場所が二都道府県以上にまたがる事業場については労働大臣、それから、当該都道府県の場合には当該労働基準局長と、こういうふうな法

律はなっていますから、にもかかわらず、どこかの地域に登録してもよろしいのだということになりますと、委託してもよろしいのだということになりますと、多少やっぱり指導上、問題はないかと思うんです。そうやってまいりますと、やっぱり恐らく測定機関に近いところで指導、監督するという方がよろしいというふうに思ふんです。それは登録と違ふでございましょうか。

○政府委員(東村金之助君) 先ほどお答えいたしましたとおり、登録は一つの機関の、仮に本店といひましようか、本店があつて、支店が二以上にまたがっているような場合には労働大臣、その本店しかない、あるいはその本店と支店が同一県内にあるという場合には都道府県労働基準局長、こういうことを申し上げたわけですが、その委託した者をどう指導するか、どう監督するか、これは全国的に全部やるわけですから、そういう先生御心配したような問題は私どもはないと思ふんでございします。

○浜本万三君 それから次は委託料といひましようか、手数料といひましようか、その点について伺うのですが、将来、三年後の構想を考えてみますと大体一万人の測定士が約四百の測定機関、このうちみづから行ふ企業の測定士もおるでしょうから、必ずしも一万人を四百の測定機関で割るといふことはできませんが、大体一つの測定機関に何人ぐらいの測定士を配置するような指導でおられるわけですか。

○政府委員(東村金之助君) 一つの機関に何人配置するといふお言葉でございますが、別に私どもは何人がなければいかぬといふことは余り考えておりませんが、おそらく十人か十五人程度になるのではないだろうか、かように考えております。

○浜本万三君 そうしますと、大体十人ぐらいといふことになりまして、相当その測定士の生活を保障していくためには、相当の手数料が必要であらうという気がするわけなんです、手数料の問題については、法律には別に触れておりませんので、

大体この種の問題になりますと、非常に手数料が上がつてくるという問題もありましようし、労働省が考えられておる手数料の指導方針というふうなものについて、もし考え方があればお聞かせをしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(東村金之助君) たいだいま先生御指摘のように、手数料が余りにも低いとやつていけな

か大変だと、こういう問題があつて、まあ調和のとれた手数料と、こういうことになると思ふのでございしますが、私ども考えておりますのは、測定機関の手数料につきましては、業務規程というものを測定機関につくらせるわけでございますが、その中にこの手数料の問題を記載させる。で、その設定または変更の認可に關して、大臣ないしは都道府県労働基準局長が、そこでチェックをするといふことが一つございします。

それから、先ほどちよつと申し上げました事業協同組合等の事業主の団体が測定機関の資格をも取得してやるということも一つの考え方ではないかといふことを申し上げましたが、そういうことになりまると、会員のために安い作業環境測定ができるということにもなるんじゃないだろうか、さらには先ほどもまた御指摘ございました健康診断機関等がやることにもなる。さらにはこの法案の指定作業場以外にも多数環境測定をやつてもらいたいという事業場もあるかとも思ひますので、そういうものを入れますと、かなり原価が節約できる等々ございまして、やはり適正な料金ができるような見通しが立てられるのじやないか、実際になつてみないと、ちよつとそのとき的情勢にもよりますが、たとええとしては私どもはそのように考えております。

○浜本万三君 次は、事が命と健康にかかわることでございますから、したがつて測定の際正、公正といふことを期さなければならぬというふうに思ひます。その場合に私もやっぱり測定機関と企業

主との癒着、結託というものを非常に心配をするものでございますが、それに対しては、チェックする方法について局長からお答えがございました。大臣が測定基準をつくる。それから登録をさせ、かつ測定資料の保存をさせる。そして監督官がチェックをする。それから機関の虚偽の報告があった場合には、所定の罰則を適用するということ。必要によつては大臣が測定資料の報告をさせる。こういうことで十分チェックできるのだというお話がございました。そこで、まず大臣の基準設定、つまり測定基準の決定についてお尋ねをいたしたいと思うのですが、この基準の決定は、大体一年間の猶予期間があるわけなんですけれども、これをつくる方法をどのように考えておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) 作業環境測定基準に従つて測定を行うということでございますが、これは事業場が千差万別でございますので、私どもが予定しております五つの種類の作業場を持つておる事業場に乗りこんで行つて測定をすると言つても、なかなか基準がないとできません。したがつて、どういう時期にどういう方法で、どういふ計画で何を採集するかというふうな、ごく基本的なるものを基準としてつくつていきたい。で、こういう問題はすでにいろいろ研究がなされておりますので、そういう研究を前提にしながら、あらゆる場面に、千差万別の事業場に適應されるような基本的な測定の基準をつくつていきたい、かように考えております。

○浜本万三君 労働省でつくりました測定基準というものを労働者ないしは労働者の集団にやっぱりさすということが非常に必要になってくるのではないかと申すのです。そこでつくられた基準を、たとえば基準審議会というふうな労使が参画する機関にかけて、そうして指導されるということを考えていらっしゃるのでしょうか、これは大臣の方からひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) ただいま御指摘ございましたように、これは測定の基本になるものでござい

ますので、私もいろいろ研究し、専門家の意見を聞いた結果、いまおっしゃる通りに公・労・使三者構成の基準審議会にかけてまいりたいと、かように考えております。

○浜本万三君 それから次の問題は、労働省の監督体制を強化するということが当然必要になってくるというふうにも思うわけですが、この監督体制の強化について、たとえば監督官をふやすとかいうようなことについては考えておられないでしょうか。もし考えがあれば……

○政府委員(東村金之助君) この法律ができました晩には、監督官それから衛生専門官等の立ち入り検査というふうな問題が出てまいります。で、これは何もこの法律に限るわけではございませんが、私もやはり監督官、専門官をさらに増員しなさいかぬと常々考えている次第でございます。で、こういう法律ができましたと、ますますそういうことが必要になると同時に、やはり資質の向上ということも必要になるし、あるいは機械の整備と、機械器具の整備ということも必要になるわけでございます。そういうことでございまして、この法律を含め、やはり監督官、専門官というものの増員、資質の向上が必要であるというふうな考えまして、昭和五十年度におきましても大臣を初めいろいろがんばつていただきまして、監督官については三十名の増員、安全専門官は二十九名の増員、衛生専門官は二十九名の増員、これは地方に配置しようと思つておりますが、そういう増員を見た次第でございます。

○浜本万三君 監督体制の強化につきましては、五十年年度予算の中で一定の措置を講じておるといふお話でございますが、私の希望をいたしましてはこの程度では非常に少ないんじゃないかというふうな感じがするのです。なおひとつ勉強していただくように注文をつけておきたいと思つております。

それから、次の問題は、先ほどは測定基準などについて、審議会にさらすというお話がございましたが、問題は現場の労働者と測定基準と、それから測定

内容の確認という問題が当然労働者の健康を保持するために重要だというふうな思ふんです。で、石本委員の質問に對しまして、その点については基準法上の安全衛生委員会に付議するというようなお答えがあったと思うわけでございます。それはぜひひとつ嚴重に実施してほしいということでございますが、なか、その基準が決定いたしました晩には、当該職場の安全衛生委員会さらに詳細に議論をいたしまして、足らないものはつけ加える。あるいは問題が出れば、さらに十分な測定方法を付加すると、まあ、こういうことが考えられると思つていますが、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(東村金之助君) いま御指摘のように、衛生委員会の付議事項にいたしてまいりたいというのを申し上げました。ただ、いまお話でございます基準等はきつめて専門的なことでよく大まかなことになると思ふんです。そのほかに指針というのを別途つくつてあわせてやりたいと思ふわけでございますが、おっしゃるやうにその職場職場においていろいろ問題が違ふと思つて、皆さんのこういう委員会の意見等を大いに組み入れていつたらよろしいと思ふんですが、ただ法律で規制するものはこういうところだということとは一つのけじめにはなると思ふわけでございます。

○浜本万三君 なお、これは個々の労働者にとつて非常に重要なことでございしますから、測定に対する関心と確認を労働者にさせると、従業員にさせるというところが非常に大切になってくるわけでありまして、したがつて、測定の内容と測定の結果というものがどこかに表示されて、揭示されて、すべての労働者が関心を持ってそれに対処できるような指導というものが必要であると思つていますが、そういう点についてはいかに考えていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(東村金之助君) ただいま申し上げましたように、まあ安全衛生委員会等においてそういう問題を付議しましてそれをどうするかという

のは、やはりこれはまあ、いわば労使で構成されている委員会でございますので、そういうところのお取り計らいといひますか、結論に従つていただいま先生のおっしゃつたやうなことも考えられるんじゃないかと、かように思つております。

○浜本万三君 ぜひそのいまのことではすね、今後の指導の上で徹底をしてもらいますようにお願いをしたいと思います。

最後になりますのですが、私の手元の方に、これは恐らく皆さんにも行つてゐるのじゃないかと思ふのですが、日本環境測定分析協会の代表から作業環境測定法についての要望書が出てまいりました。その要望書を見ますと、三つほど要望の趣旨がございします。一つは「現在計画中の法案について先に改正された計量法上の環境計量証明事業の登録を受けた者は、二重に作業環境測定機関の登録を受けないでよいことにすること」。それから「環境計量士の登録を受けた者は、二重に作業環境測定士の登録を受けないでよいことにすること」。それから「日本作業環境測定協会を唯一の法人と限定しないでほしい」という三つの要望書が出ておるといふふうに思ひます。

で、この点についての第二項については、石本委員の質問に對して答えがすでにあつたわけなのでございしますが、この協会から出されておる全体の要請についてですね、通産省などと相談をされて、全体としてどういう態度で労働省は対処するかということが決まつておるのじゃないかと思ひますので、決まつておればその内容を知らしてもらいたい。

○政府委員(東村金之助君) ただいま先生の御指摘でございますが、若干先ほど重複するのをお許し願つて申し上げますと、作業環境測定というのと、まあ計量士といひますか、公害測定の場合との関連でございしますが、これは私もいま御提案申し上げておりますのは、非常に特殊な技術が必要でございします。したがつて、作業環境測定法によりその特殊な技術を有する作業環境測定士ないしは測定機関を設けようと、こういう

趣旨のものでございますので、まずこの作業環境測定の特質を生かしながら、一方作業環境測定士と環境計量士との共通した面にも着目いたしまして、まず環境計量士が作業環境測定士になりたいという場合の試験の科目の免除等の調整を行うということが一つございます。

それからもう一つは登録の問題でございますが、計量法第二百三十三条というところで、ちょっと長くなりますがお許し願ってお読みしますと、政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録を受けた者が、当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、計量法による計量証明事業者としての登録を受けなくてもよいと、つまり、作業環境測定士が作業環境測定をする限りにおいては、計量法の方の登録を受けなくてもよろしいと、こういうふうな規定が設けられております。計量法に設けられております。

そこで、いまの通産省との話し合いということでございますが、この政令で定める法律として作業環境測定法が定められる予定でございます。で、したがって、そうなればこちらの作業環境測定機関は計量証明事業の登録をする必要はないと、こういう関係になります。

それから、作業環境測定のための日本作業環境測定協会の設立というのが法律にすでにうたわれているわけでございますが、これはもう調整を要する要しないの問題ではございませんので、法律にございます。したがって、こういう日本作業環境測定協会を、まあ、これは全国で一つでございますが、つくるわけでございますが、その際にこれに加入するかしないか、こういう問題は全く自由でございますので、これによって入ったから差別する、入らなかったからどうこうするという性質のものではございません。

○浜本万三君　そうしますと、もう一回念を押すようにでございますが、まず第一に測定士の方は試験の免除じゃない試験科目の免除でございますか。試験全体の免除じゃないんですね。

○政府委員(東村金之助君)　環境計量士が作業環

境測定士になりたいという場合には、試験科目の全部または一部の免除、正確に申し上げますと、そういうことです。

○浜本万三君　実際試験はやるんですか、一部というお話でございますが。試験は免除して、講習を受ければよろしいというふうに理解していいんですか。

○政府委員(東村金之助君)　講習を受けるということが考えられております。

○浜本万三君　それから、測定機関の方は、登録条件として測定士がおること、機器の設置が完了しておること、事務所があればよろしいというふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(東村金之助君)　原則としてそのとおりでございます。

○浜本万三君　最後に、協会加盟は任意であるというのは、これは念を押しますが、間違いございませんか。

○政府委員(東村金之助君)　そのとおりでございます。

○浜本万三君　それじゃ最後になりますが、先ほど目黒委員からもお話ございましたように、いま労働者が一番問題にしておりますのは作業環境の測定ももちろん重要でございますが、それと同時に職業病の認定が非常に困難であるということに大きな問題がいまあるわけなんです。ですから、最後の私の要望として申し上げますと、職業病の認定に当たりましては、広範かつ善意の立場で認定をしてもよろうように要望しておきたいというふうに思います。

○委員長(山崎昇君)　答弁あります。

○国務大臣(長谷川峻君)　浜本さんの御質問で非常に大事なところを御指摘いただきました。何といたしまして最近職業病というのはだんだん多発しております。問題は出た人をどうするということも大事でございますけれども、予防することがさらに大事だ、そういう中にこの法律を皆さんにお願いするわけでして、これはやっぱり環境をよくして、こういう法律が御審議いただきな

がら、ときには現場の方々がよくこういうことがあることをおわかりにならぬこともあるわけです。現に職業病の適用を、いろいろ騒がれているようなところでありながらも健康診断というのはなかなかやらないということではいつの間にかかっている。こういう問題などありますので、いま御指摘のありましたようにこのPRの問題、これなどはまさに御指摘のとおりでございます。これなどはまさに安全衛生委員会等々でそういう提案をしていきたいというふうに思っております。問題はやはり出ることよりも出さないということに重点をやつて、こうして御審議をいただいているところに私たちはその意義を求めるものであります。いづれにいたしましても環境がよくなれば能率が上がるし、自分の命も安全だということとはいろいろな職場の例を見てわかつていることでありまして、それをさらに一層この法律によって推進してまいりたい。こう思っている次第であります。

○浜本万三君　終わります。

○委員長(山崎昇君)　本案に対する本日の質疑は、この程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十五分散会

昭和五十年三月二十五日印刷

昭和五十年三月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D